

第 80 条 削除

第九章 雑 則

(無料利用)

第 81 条 森林管理署長(無料利用に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては森林管理署支署長。次項において同じ。)は、次に掲げる場合には、国有林野の経営に支障のない限度において、国有林野の無料利用を承認することができる。

- 一 森林管理署、森林管理署の支署、国有林野の産物の買受人、国有林野事業の請負人等においても利用する必要がある通路を開設させる場合
- 二 国有林野の産物の買受人が売払区域以外の国有林野において造材、製薪炭等買い受けた産物の加工、運搬又は小屋掛けを行なう場合
- 三 国有林野事業の請負人が工事区域以外の国有林野において加工、運搬、小屋掛け又は材料置場の設置を行なう場合

2 森林管理署長は、前項の規定により国有林野の無料利用の承認をする場合には、貸付又は使用の契約に準じて利用期間、損害があつた場合の賠償、その他必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、他の契約に関連して承認する場合において、当該契約でこれらの事項を定めたときは、この限りでない。

3 森林管理局長は、第 47 条の 2 第 3 号の規定による約定に基づき樹木採取権者が樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため国有林野を利用することを承認することにより、樹木採取権者に対し、その承認の範囲内における国有林野の無料利用を承認することができる。

(文化財)

第 82 条 森林管理局長又は森林管理署長(文化財に係る国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあつては、森林管理署支署長。以下この条において同じ。)は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 167 条第 1 項各号又は第 168 条第 1 項第 3 号に掲げる場合には、同法及び関係法令に定める通知又は同意の請求に必要な事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、森林管理署長が当該書面を農林水産大臣に提出するときは、森林管理局長を経由して提出しなければならない。

2 森林管理署長は、国有林野で文化財保護法第 109 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定されたものの管理上必要な保存施設として、標識、説明板、境界標又は囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(高山植物等の採取)

第 83 条 森林管理局長又は森林管理署長(申請に係る国有林野が森林管理署の支署